

宇美町障害者活躍推進計画

機関名	宇美町役場（町長部局）
任命権者	宇美町長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)
宇美町における障がい者雇用に関する課題	法定雇用率の引上げもあり、今後一層の採用活動を行う必要がある(令和6年4月1日から2.8%、令和8年7月1日から3.0%)。 また、障がいのある職員の活躍のために、障がい特性に応じた職場環境の整備や職員全体の障がいに対する理解促進に取り組む必要がある。
目標	
1. 採用に関する目標	【実雇用率】(各年6月1日時点) (各年度)当該年6月1日時点の法定雇用率以上とする。 評価方法 毎年の任免状況通報により把握、進捗管理を行う。
2. 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 評価方法 毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理を行う。
3. キャリア形成に関する目標	障がい者が担当する職務の拡大 評価方法 毎年度、人事記録を元に把握・進捗管理
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	・障害者雇用推進者として人事担当責任者(総務課長)を選任する。 ・障がい者である職員の相談窓口として総務課人事秘書係を設定し、庁舎内掲示等により周知する。 ・障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合は、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	・身体障がい等により、従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合には相談に応じ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	・相談窓口への相談のほか、毎月実施している健康相談および、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ・毎年夏に受入れを行うインターンシップの中で、障がいのある学生の受入れを積極的に行うとともに、近郊大学等に対しても受入について、周知する。 ・措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ・募集・採用に当たっては、以下の取り扱いを行わない。 ・特定の障がいを排除し、または特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中に支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。